

2004年9月17日

全国労働組合総連合
議長 熊谷 金道 殿

(写) 神奈川県労働組合総連合
議長 菊谷 節夫 殿

東芝争議

団長 袖山 政位

東芝争議を支援する会

会長 鈴木 孝之



10.29 全労連争議支援中央総行動についての申し入れ

貴労働組合の日頃のたたかいに心から敬意を表します。

さて、10年目に入った東芝争議はいま緊迫した状況を迎えています。賃金昇格差別事件は、2001年4月に申立人10人が神奈川県労委で全面勝利命令を勝ち取りましたが、中労委で結審後2年余を経過しても命令が出されていません。私たちは、東芝争議の解決をめざして今年4月に全国行動を行ないました。そして、これまでに「早期全面救済命令を求める」4700団体の署名を集めて中労委に提出し、さらにこの7月から「緊急団体署名」に取り組み、直ちに勝利命令を出すよう中労委要請行動を重ねています。

また、中労委で審問中、東芝は関係会社への転籍に応じなかった争議団員3人を川崎から愛知県などに報復の遠隔地配転をしました。この事件で神奈川県労委は、2003年12月、「愛知に配転した2人を京浜地区に戻せ」と救済命令を出しました。会社は、これを不服として地労委命令取消しの裁判を起しましたが、私たちは横浜地裁に「緊急命令」を求めて東芝を追い詰め、争議の解決をめざしてたたかっています。

しかし一方で東芝争議は、複雑な状況のもとで、今後のたたかいにとって憂慮すべき事態も生まれています。

1. 東芝争議の支援共闘会議結成の問題について

第一は、貴労働組合もご承知のように、2003年2月から神奈川県労連が私たち東芝争議団に対し「支援凍結」を決めていることです。この経過については「東芝賃金差別提訴団（現東芝争議団）への質問について（回答）」、(以下「別紙1」と呼びます)に記載してありますが、その最大の要因は、争議支援の支援共闘会議結成にむけた相談会の議論のなかで、当該争議団と神奈川県労連との間に「支援共闘組織づくりの役員と運営」（議長、事務局長や支援共闘運営の体制など）について意見の違いが生まれたことにあります。こうしたなかで「神奈川県労連の意向が反映されない東芝争議については支援できない」とする神奈川県労連の対応によって、東芝争議の支援共闘組織づくりは暗礁に乗り上げてしまったのです。

こうした神奈川県労連の対応は、「争議の当事者である組合員・組合を主人公として、争議発生から終結までその主人公の要求・意向を尊重します」（神奈川県労連第20回定期大会議案）を「争議対策の基本」とする神奈川県労連の方針から見ても誠に残念なことであります。当事者である東芝争議団は、神奈川県労連がその組織と機能にふさわしい任務を果たしてほしいと考え、支援共闘づくりの相談会の議論のなかで神奈川県労連、地域労連、単産、争議団、争議経験者を結集した支援共闘会議結成を提案しました。

「どのような支援共闘組織をつくるか」について、当事者である東芝争議団としての自主的な考えを大切にしたいという私たちの判断は当然のことではないでしょうか。ましてや、東芝争議が神奈川県労連に所属しない「連合」組合員の争議という性格からみても看過してはならないことだと考えています。

2. 神奈川県労連による東芝争議の「支援凍結」について

第二は、以上のように神奈川県労連が東芝争議団にたいし「支援凍結」を明らかにする中で、東芝争議団、及びこれまで10人の申立人を支援してきた職場支援組織（以下、「明るくする会」と呼びます）の中に不団結が生まれ、極めて深刻な状況が生まれていることです。これについては「分裂につながる東芝のあらたな神奈川県労委への申し立てについて」、(以下「別紙2」と呼びます)に述べています。

別紙2で詳述しましたように、1995年に地労委申立をした東芝争議団、および10人の争議を支援する「明るくする会」の内部に、争議をめぐるさまざまな意見がありました。このようなことは、東芝にかぎらず多くの争議に共通することです。本来なら、争議団及び「明るくする会」内部の議論をとおして意見の相違を克服することが大切であり、またそのことが可能でもあったのです。

しかし、本来、「当事者の要求・意向を尊重する」という神奈川県労連が、自分の意向が反映されなければ東芝争議団について「支援凍結」をすと決めたことによって、争議団及び「明るくする会」に否定的な影響をあたえてきました。これ以降、争議団及び「明るくする会」内部の意見の違いは、不団結と公然とした対立にまで拡大しているのです。争議団は「明るくする会」に対して、争議団と団結して職場、法廷、地域から東芝を包囲する運動を強化し、ともに闘いを進めること、今までの誤りを認めること、団結回復のための話し合いをすることなどを提案しましたが応じませんでした。そして、別紙2に明らかにしましたように、2003年3月には「第2次提訴」と称する別提訴（私たちは事実上の分裂提訴と考えています）が行われました。

また、長期にわたり争議団活動に参加していない3人の団員が、争議団への団結の呼びかけを拒否し、争議団の方針を無視して、最近、中労委対応について分裂行動を行なうなど不団結を拡大しています。

3. 「明るくする会」の中央総行動参加は分裂の拡大につながります

第三は、こうしたなかで、長期にわたり東芝争議団の活動に参加していない3人及び「明るくする会」が貴労働組合の10・29争議支援中央総行動に参加し、当日、東芝本社及び中労委への要請を行うことを「別紙3」のとおり明らかにしました。争議団及び「明るくする会」内部の意見の相違が神奈川県労連の「支援凍結」により、公然とした分裂に拡大し、これが今回、貴労働組合の行動への参加を明らかにすることによってその分裂状況が、全国にそれもナショナルセンターとしての全労連の行動のなかで拡大されようとしているのです。私たちはこうした状況を見過ごすことは出来ないと考えてい

ます。

このような状況のもとで、当事者である東芝争議団の要求・意向とまったく関係なく、10月29日に中労委要請などを行なうことは、「明るくする会」が主張する「東芝争議の早期一括解決」への道ではなく、分裂と不団結をますます拡大させ、争議解決をいっそう困難にします。

かつて全労連の鴨川副議長（当時）は、争議団内部に意見の違いがあるうちはその一方の争議支援をしないことを日立争議のなかで明らかにしていた時期がありました。しかし、その後こうした状況が変化し、過日解決した日立争議に大きな禍根をのこしたことは周知の事実です。争議団の内部に意見の不一致・不団結があるとき、ナショナルセンターがその一方に加担・支援することは、回復しがたい不団結・分裂につながることは間違いありません。

私たちはこのことが、労働組合運動の原則にもかかわる重要なことと考えています。貴労働組合の真摯かつ誠意ある対応を強くお願いするとともに、貴労働組合に以下を申し入れます。

記

1. 「明るくする会」及び東芝争議団の一部が参加する10.29争議支援中央総行動について、東芝本社及び中労委への要請行動を中止されるよう検討していただきたい。
2. 中労委で結審してから2年余経過する東芝賃金昇格差別事件の早期勝利命令にむけた「緊急団体署名」に協力していただきたい。

以上